3. ベトナムに対する日本の法整備支援

グエン・ディン・ロック Nguyen Dinh Loc ベトナム社会主義共和国 元司法大臣



1956-1962 モスクワ大学法学部

1962-1974 裁判官養成学校

1974-1977 モスクワ大学大学院課程

1977-1980 司法官研修所副所長

1980-1986 国会事務局法務部副部長

1981-1987 国会議員[第7期]

1981-1989 ベトナム法律家協会常任委員

1989-2002 ベトナム法律家協会副会長

1986-1989 国会事務局法務部長

1989-1992 国会事務局副主任

1992-2002 司法大臣

1992-2007 国会議員「第9期-第11期]

2002-2007 国会立法委員会委員

まず、個人として、本フォーラムの議長団の皆様、各国の司法大臣閣下、 そしてご列席の皆様方のご健康とご多幸を祈願し、私の初めの言葉として申 し上げたいと思います。

本フォーラムに初めて参加することができまして、また皆様の前で発表する時間を与えていただきまして、非常に嬉しく思います。正に私個人にとって一つの大きな栄誉です。

この場をお借りしまして、私を本フォーラムに招待して下さった名古屋大

学の法学研究科長に心から感謝を申し上げます。今回のフォーラムは、日本が我々アジアの発展途上国の法律に対して支援した成果を交換し評価するために、私にとって、また先に講演したカンボジアやウズベキスタンの司法省の方々にとっても非常に貴重なフォーラムです。

これは支援の最初の成果に過ぎませんが、その緊急性や効果、適時性は実に明らかであり、我々諸国に喜びと希望をもたらしました。日本の国民と政府による法整備支援は更に強く推進され、そして深く掘り下げられ、今後数年のうちに更に大きく、より切実で時宜を得た成果が得られると確信しています。

- 1. 現代の民族間の関係において、ある民族が他の民族を支援する厚意に満ち溢れていることはよくあることです。しかし、心だけでは、厚意がどこまで及ぼうとも十分ではありません。
- 19世紀半ば、日本も元々は他のアジアの多くの国々のように遅れた状態におかれていましたが、非常に特殊な道筋を見出し、「西洋について学び、西洋に追い付き、西洋を追い越す」という方針の下に国家を発展させ、今日のように世界で一、二位を争う国家となりました。その中で、明治の精神に基づいて日増しに改善される法体系を整備したことが、日本国民が今日のような国家を建設したという共同の成果に欠かすことのできない重要な部分であり、直接的に貢献をしていることを、ベトナムにいる我々、また、その他のアジア各国の友人たちはよく理解しています。その法体系は、国際社会の激しい競争の中で国家を建設するという緊急の要請に対応し得る能力を持ちながら、民族的アイデンティティの魅力に溢れた伝統文化を保持し、発揮できるものであると思います。

─ CALEブックレット No. 2 ──

現在、ベトナムは世界の貧しい国のグループに属する発展途上国です。 我々ベトナム人は、日本国民の国家の発展の歴史やその実態から自国の現在 の要請に適合する経験や教訓を引き出すために、日本の法体系を研究し考察 しています。そのことはまた、多くのベトナムの青年がイギリス・アメリカ・ フランス・カナダ・オーストラリア・カナダなどのような西欧諸国に留学し 法律を研究している一方で、日本の法律の学習と研究に興味を持ち、東京や 名古屋、また、桜咲く国の他のいくつかの中心地で研究しようとしている者 がいることを説明する理由の一つでもあります。

日本の名高い法学教育機関を卒業した法学士や法学修士、法学博士など、数十名のベトナムの青年の一団の中から、今後十年のうちに、数十名ではなく、数百名のベトナム人が日本の法学教育機関から法学学士や修士、博士などの法学の学位を授与され、ベトナムの法学教育機関や司法・行政・立法機関において日本の法律の専門家として従事するようになるであろうと思われます。





2.1986 年以降、ベトナムは社会生活のあらゆる面を強力に刷新するという主張の下に、断固としてドイモイの道を突き進んでいます。過去 20 年間の GDP は常に高い成長率を達成していますが、ベトナムは依然として貧しい国であり、中でも法律が貧しい状態にあります。いまだに法律に飢えている住民もおり、「法律に盲目」である状態に陥っていることさえあります。

このような状況の中で、ベトナム政府はこの状況をもたらした眼前の障害物を取り除き、一掃するために多くの主張や方策を実施し、発展の新しい要素のための道を切り拓きながら、マクロ的で長期的な政策を実施しました。特に、憲法の条項の改正と補充を行った2001年、ベトナムの制憲者らは「ベトナム社会主義共和国は社会主義的法治国家である」と力強く肯定し、全ての権力が人民に帰属し、実際に人民の人民による人民のための民主社会の規律性を有する発展を目標の一つとしました。

国会を通過した大きな考え方は、法治国家建設の任務であると同時に、切 迫したことでもありますが、国会が人民の最高代表機関・国家権力の最高機 関・憲法制定権を有する唯一の機関としての位置と役割を高く掲げて発揮し、 形式主義を避け、国家の実権を有する機関となるようにしなければならない ということです。

1980年の憲法と同様に、1992年の憲法は「国家は法律によって社会を管理し、絶えず社会主義的適法性を強化する(第12条)」ことを定めました。また、国会の重要な機能の一つである立法機能が強調され、実際に体現され展開されました。それが最も明確に表れたのは、任期が終了したばかりの第11回国会の立法の結果です。2002年から2007年までの5年の任期の間に、第11回の立法者らは84の法律を通過させました。

国会の1つの任期中に通過した、この合計84の法律の実質を形容するた

めには、1946年に始まった第 1 回国会から第 9 回国会(1992 - 1997年)の間までに、つまり 1994年半ばまで続いた国会の 7 つの任期の法案の数量と比較しなければなりません。1946年から 1994年までのその 50年近くの間に 7 つの国会が開かれ、84 の法案が通過しました。

第 11 回国会を通過した合計 84 の法案は、言うまでもなく印象的です。 しかし、5 年間の一つの任期の間に通過した 84 の法案の印象が強かったということは、単にベトナムの国会の立法活動の枠組みの中においてそうであったということに過ぎません。なぜならば、多くの国において、1 年の枠組みの中だけで、国会での立法の結果、通過した法律の草案の数量は、この合計の 84 以上になり、数百に上る可能性さえあるというニュースを、ベトナムにおいて我々も聞き知っています。

ドイモイの間に、特に先の国会の期間中に強化された立法活動の他にも、「2010年までにベトナムの法体系を整備して改善し、2020年までに目指す方向を定める戦略」が決定されました。この「…法体系を整備し改善する戦略」を立て、実施しなければならない直接的な理由・原因の一つは、主に、ベトナムの法体系はいまだに統合されておらず、統一性を欠き、透明性が低く、生活に浸透するまでに時間がかかるという共通的見解を克服すべきであるからです。法律を整備し、多くの不合理を改善する体制は、いまだにドイモイを重視したものではなく、改善されていません。法律と法令を整備するスピードはまだ遅く、法律文書の質も依然として高くありません。ベトナムが批准している国際条約を研究し実現することも、未だに十分な関心が持たれていません。法律の広報・普及・教育活動の効果もまだ制限されたものです。そして、法律の施行を保証する体制もまだ十分ではなく、脆弱です。

法体系を整備し改善する戦略の実現を図ると同時に、現在のベトナムは国

─ CALEブックレットNo.2 ──

家の行政改革の総体的なプログラムと、2020 年までの司法改革戦略の実現 も計画しています。

法律を整備する戦略・司法改革戦略・行政改革の総体的プログラムなどの 実現の結果は、少なからず人的資源に左右されます。それはつまり、専門に 長け、気力に富み、しっかりとした資質や気質を持ち、全ての面において常 に補充され、強化され、高められる人的資源のことです。

これはまた、現在、特に、法治国家を建設し、公民の自由権・民主権・人権などの各権利を保障し、世界的な商業組織の成員の資格をもって世界の経済区域に加入するという事業における要請の中で、法律と司法の人的資源を作り出す問題を提起する時、切迫して浮かび上がってくる時事問題です。

当然、ここにおいて、主観的な要素ですが、国内の原動力を機動させ発揮することは基本的で重要なことですが、同時に各国が協力し援助すること、その中でも我々は、日本の友人達、つまり、名古屋大学のように、国家機関や法律研究・教育センターにおいて法律に携わる多くの若者や学生、幹部が関心を向けている、司法や法律の職務を教授する各教育機関の同僚からの法整備のための支援や協力に我々の希望を託します。

- 3. 以上のことについて考える時、我々ベトナム人はいつも、日本とベトナムが法律に関して支援し協力することは、開拓されるべき基本的な強みを持っていると感じています。
- ベトナムと日本は隣り合う2つの国であるかのように近く、その間隔は遠く離れてためらわれるようなものではありません。
- 過去において、日本の文化もベトナムの文化も長くに渡って心魂・ 精神生活において孔子の学問や儒教の影響を受けており、いくつかの共通点 があると思われます。

法律の面においても、専門的・職業的領域から、日本とベトナムは一つの 民事の成文法の雛形に従っていると言えます(ここで、恐らくはベトナムの 法律の発展についての報道資料や歴史的資料をいくつか提示するべきです が)。

ベトナムは千年に亘る北属の後、自主を勝ち得た 10 世紀半ばから、自主主義と独立国家を打ち立て、11 世紀初頭から、李朝(1009 - 1225)による大規模な国家建設事業が始まりました。それはまた『刑書』と呼ばれる法典の発展の整備が始まった時でもありました。リー・タイ・ト(李太祖)王(1000 - 1059)は、官吏が融通の利かない法律を適用することに拘泥していることによって国内の訴訟が煩雑なものとなり、多くの人民が濡れ衣を着せられていると感じ、人民に同情しました。そこで、朝廷に過去から現在までの法律を照合し、適合するように斟酌し、条項の種類を整理し、章と項目に分けるという基盤の上に法典を整備するよう勅旨を出し、『刑書』と呼ばれる法典をまとめました。これは、ベトナムで初めて人民が分かりやすいように、人民が施行できるように、人民が便利だと思えるように、法典化されたものです。このことから、人民が分かりやすいように、執行する時に人民が便利

だと思えるように書かれ公布されたものであると、初めからすぐに理解する ことができます。

李朝に続いて、陳朝 (1225-1400)、黎朝 (1428-1788)、阮朝 (1802-1945) に至るまで、どの朝廷も自らの法典を整備しました。陳朝の『刑書』、黎朝の『国朝刑律』、阮朝の『皇越律例』のうち、最も注目に値するのは黎朝の『国朝刑律』です。

黎朝の『国朝刑律』は、36年間(1461-1497)王位に就いたレー・タイン・トン(黎聖宗)王の年号にちなんで『洪徳法典』とも呼ばれています。 王は15世紀のベトナムに集権・封建制度を敷き、その頂点にまで発展させました。これは6巻、13章に分類された722条から成る大法典であり、ベトナム史学院から1991年に出版された本の序論に拠れば、この法典は「ベトナムの法律の歴史の中で特別な価値を持つ業績」であると言えます(『国朝刑律-黎朝刑律ー』法理出版社、ハノイ、1991年、17ページ)。

話が長くなるのを避けるために、この黎王朝の法典について、数人の西欧 諸国の法学家の目を通したいくつかの考察をここに引用させて下さい。

かつてベトナムがフランスに属していた時、トンキン地方の最高裁判所の 裁判長であったフランス人法律家のブリフォー (Briffaut) は、以下のよう に考察したことがあります。「ベトナム人が非常に明らかに体現している唯 一の点は、女性に与えられた地位、つまり、男性とほとんど同等の地位であ る。黎朝の法律は全てを保護し、その平等権を肯定した。ベトナムの古い法 制の学説に立ち戻る時、我々は同時に我々フランス人の法律に接近する (グ エン・ダン・トゥック『ベトナム思想の歴史』6巻、147ページから引用)」。

20 世紀末の数十年のうちに、黎朝の法典はハーバード大学法学部(アメリカ)の東アジア法律研究プログラム (East Asian Legal Studies Program)

の枠組みの中で英語に翻訳されました。これは単に英語を用いる人々が東南アジア地域のベトナムの一冊の古文書にアプローチできるように支援することを目的とした訳述の工程であるだけではなく、翻訳版を用いて研究の専門家がこの法典について価値ある研究を行う余地を残しています。ハーバード大学法学部の東南アジア法学科主任のオリビエ・オールドマン(Olivier Oldman)は、以下のような考察を引き出しました。「我々もまた、過ぎ去ったいくつもの世紀の中で、黎朝時代のベトナムの努力、つまり、強力な民族国家建設と合法的な私的所有権の保護に対するたゆまぬ努力を見出せる。その私的所有権は、法体系の多くの機能が近代の西欧諸国の法律観念に匹敵するほど進歩的なものであることにより保護されている。」(ベトナム史学院が『国朝刑律』の出版の折(1991 年、19ページ、法理出版社)に書いた序論から引用)。

また、ベトナムを統治した約百年の間に、フランス政権は3つの地域において続けて、3つの民事法典を公布したことも明確に言及しておく必要があると思います。それは、南部の『簡要民律部』(1883年)、北部の『北部民事部律』(1931年)、中部の『皇越中圻部律』(1936、1939年)です。

南部の『簡要民律部』は 19 世紀初頭のナポレオン法典の要約版という実質に基づいて検討され適用されるに至りましたが、施行された当時、まもなく多くの欠点を指摘されました。非常に重要な問題は、15 世紀の黎朝の法典が規定されてまもなく、南部の『簡要民律部』が施行されるに至りましたが、元来ベトナム社会にあった多くの独特な習慣や風俗が全て見落とされ、そこから完全にかけ離れた規定を強引に押し付けられたということです。

極めて重要な教訓を引き出すかのように、後に公布されたそれぞれの民法典は、元来ベトナム社会における共同生活の伝統になっていた習慣や風俗を

─ CALEブックレット No. 2 ──

考慮に入れました。それ以降、この時期に公布された民法典は、元々多くの国において普及していた民法制定を、ベトナム人の民間の生活や社会の中に普及させることに、一定の範囲内において積極的な影響を及ぼしました。またそれを、今後商品や市場の関係が生み出されることに対する社会的環境や心理の準備に対する貢献、またベトナムの法体系の発展の歴史の中で形成された民事の成文法の法典化の伝統の保持に対する貢献であると見なすこともできるでしょう。





東京フォーラム後のグエン・ディン・ロック元司法大臣とベトナム人留学生の交流

現在、ベトナムは国家が早く発展途上の状態から脱け出して、市場経済体制を改善し、社会生活のあらゆる面を民主化し、主動的で積極的に世界経済に加入できるように奮闘しています。そのような社会環境の中で、国家の法律の役割が強調されています。法体系の整備は日増しに改善され、高い可視性を持ち、緊急の要請となっている国家の発展のニーズに応えられるようになってきました。ここ数年の立法活動はスピードを増していますが、さらに強く推し進められなければならない所もあります。

1995年、ドイモイ事業の10年目の年、ベトナム初の民法典が国会を通過し、ベトナムが力強く市場経済に移行し、実際に人民の人民による人民のための法治国家を作り上げるために極めて重要な前提となる、公民的・民主的な社会環境を整備する決心について重要なシグナルを発しました。ベトナムの国会がこの法典の草案の命運について審議し、決心した時の社会の空気や環境を形容するために、恐らくここで二、三の通信社の評価に言及した方がよいでしょう。

1995年10月25日、法典が通過する3日前、オーストラリアの放送局は、以下のような見解を述べました。「ベトナム国会は婚姻・相続・知的財産権のような多くの問題において、人民の権利と義務を規定する重要な民法をまもなく通過させる。これはこれまでベトナムで公認されたことのない最も複雑な法令の一つである。この新しい法案は10年間の作業課程と14の異なる草案を経た結果である。国会での議論の中で、この法案は各代表の争論の重点であった。6日間の公の討論の中で、全部で180の代表が意見を述べた。人々は国会が閉会する前に国会がこの法案全体を通過させるよう望んでいる。」

アメリカの放送局は、民法典が通過した日の夜の内にすぐ、所見を述べました。「ベトナム国会代表のほぼ絶対的な賛成投票により、10月28日の朝、初の民法典が公認され、ベトナム社会主義の法律領域の中に大きな転換点の印を刻んだ。法典は所有・不動産・知的所有権・相続権に関する各権を規定している。これは当局者の初めての努力である。…ベトナムは市場経済主義に符合するように法律を変更することを目指している。また、この新しい法律により、ベトナムの商法が世界の共同体の趨勢に沿うようになり、外国資本家がベトナムにおいて売買することがより容易になるであろう。」

─ CALEブックレットNo.2 ─

BBC もベトナムの民法典について独自の声明を発表しています。「この法典は90年の間に公布された相続法・居住法・民事契約法のような法規を統合したものであり、…今回再統合され、新たな点が追加された。…そのいくつかの点は他国の民法にも共通するものであり、特にアジア大陸における民法体系に準じている。ベトナムの民法典における新たな点は、新しい時代に調和するように民法典を現代化したいという思いと共に、著作権や特許のような各所有権について言及していることである。中でも、著作権や特許のような各所有権は現代世界の新たな問題である。…さらに、外国との関係についても最後に新たな章が追加されている…」。



グエン・ディン・ロック元司法大臣とベトナム人留学生たち

4. 以上に挙げた大まかな紹介に基づいて、その発展の歴史におけるベトナムの法律の特色が、日本の法律一般、特に民法と関連する点があったしても、多くのベトナム人はさして驚くこともなく、また深く考察すれば、近似する点や理解し合える点を見出すことができるでしょう。

1990 年代初めから、日本とベトナムの間で法律の協力ができる可能性がある分野を検討するために、ベトナムの司法省や他の機関の法律の専門家と日本の法律の専門家や教授が初めて接触し、ベトナム司法省においてベトナム側が日本の専門家や教授から説明を受け、日本最初の民法典を制定した経験の紹介を伺った時は、ちょうどベトナム司法省が国会に提出するための民法典の整備を政府から委ねられた時でした。また私個人にとっても、国会官房における10年以上の勤務の後、司法省に転勤した時でもありました。日本の民法典について紹介する森嶌昭夫名古屋大学教授の講義を拝聴したことは、私にとって司法省における初めての有益な学習でありました。以上のことは本当に偶然で、前もって打ち合わせられないことであったことに言及しておきたいと思います。

検証期間を経て、1996年から始まった日越法律協力・支援は、第1フェーズ(1996-1999年)において、JICA とベトナム司法省との間で、法律と司法の領域において協力するという文書をもって正式に締結されました。第1フェーズにおける最初の一歩の成功は、第2フェーズ(1999-2002年)における協力の締結を導きました。ベトナム側のパートナーも拡大し、司法省の他にも最高人民裁判所や最高人民検察院が参加しました。第2フェーズは実質的に2003年3月31日をもって終了し、第3フェーズ(2003年7月-2007年3月)が開始されました。現在、プロジェクトは第4フェーズ(2007-2011年)に歩みを進めています。

1996 年から 2007 年までの 3 段階において提示された作業が実現された 結果に基づけば、10 年を超える時間の中で、総括的な目標から具体的な目標まで、プロジェクトは掲げられた目標について全て励みとなるような結果 を達成できたと言うことができるでしょう。

「ベトナムが社会主義を志向する市場経済主義の要請に対応することの できる法体系を整備し改善することを支援する」という総括的な目標につい ては、以下のように考えることができます。

一実験的な性格を持つものであったにも拘らず、日本の専門家は第1フェーズから迅速に作業を行いました。例えば、民法・民事訴訟法・民事執行法・商法・会社法・航海法・財産登記法などのテーマについて発表し、ベトナム側から千人近い人々が参加して15のワークショップが開かれました。第2フェーズに入ると、第1フェーズの結果を発揮しながらも、随時反省が行われました。協力の内容は3つの主要なテーマに分けられ、テーマ1の法案の編集作業の支援については、第1フェーズにおけるようには編集作業を分散させず、民法典の改正の支援を取り上げ、「バックボーン」としました。司法省と最高裁判所、最高人民検察院の3つの機関において、それぞれの機関から約1200名が参加し、24に上るワークショップが開かれ、草案1から草案3まで民法典の草案の修正と補充を行った編集チームと共に参加しました。

第3フェーズにおける主な作業は、第2フェーズから持ち越した法案の編集の支援の内容の継続や草案の修正、民法典の補充、また他の法律文書の作成などでした。その結果として、2005年の民法典や2004年の民事訴訟法典、経営破産法などを含む、プロジェクトにおいて日本の専門家が初めから参加した編集の支援が見込まれた法案の半分が国会を通過し、また判決執行

- 法、不動産登記法など他の法案についても国会で意見が述べられました。
- 法案編纂の支援というテーマに対して、第2フェーズと同様に、第3フェーズにおけるプロジェクトでは以下のような活動が行われました。
- 1. ベトナムの民法と商法の体系を研究・評価し、市場経済の確立を背景として、その体系の完成と改善に向けて建議した。
- 2. ベトナムの民法典を修正するために日越共同研究を行い、第 3 フェーズにおいて、WTO に加盟するための法体系改善について、日本の経験を提供するなどの活動が行われた。また、立法法の経験について研究し学習するために、ベトナムの調査団の日本への派遣が実現された。

「法律を整備し施行するためにベトナムの司法機関の能力を強化する」という具体的目標に対し、3つの段階を経たプロジェクトは、以下のような結果を達成することができました。

- -日本において短期法曹研修を行い、裁判官や検察官、法律専門家など 180人が18のプログラムに参加した。
 - -長期研修において、修士8名、博士1名を育成した。

司法省付属の司法学院における裁判官や弁護士、検察官に対する共同研修プログラムのプロジェクトも完成しました。

-ハノイ国家大学法学部において、2年間の日本の法律研修コースを2つ 開講した。

同時に、プロジェクトの枠組みの中で、23 の省庁所在地において国家の法律データ基礎体系のための設備が供給されました(第1-6 フェーズ、第2-17 フェーズ)。司法学院における講義の資料にするために4 冊の民事・刑事の技能研修用の教材を出版しました。最高人民裁判所のための「法案作成のためのガイド」の草稿を作成しました。最高人民検察院のための「検察

官の手引き」を出版しました。

以上に挙げた資料に基づいて、ベトナムに対する日本の法律協力や援助は、 法律文書編纂の援助から、法律を整備し施行するためのベトナム司法機関の 能力の強化まで、双方の領域において非常に具体的な成果を上げていると言 えるでしょう。

得られた結果は時間の経過と共に次第に明らかになってきていますが、実際の所、定められた範囲や枠組みに収まり切っていません。より正確に言うならば、公約が広義に理解され実施されたことだけでなく、恐らく初めは想像も予見もされなかったような多くの作業も、その後の各フェーズにおいて実現されたことは言及に値すると思います。これは高く評価し、重視すべきことです。

さらに、現在進行中の出来事も、ベトナム側からだけではなく日本側から も法律の協力の範囲とパートナーを拡大させることが単なる希望としてで はなく、その可能性が明らかになるに連れて、次第に拡大され強化されるだ ろうと思います。それはベトナムにおいて日本法教育研究センターが開所さ れたことです。これは名古屋大学の財政援助についてのハノイ法科大学と名 古屋大学の間の合意書の結果です。

これは非常に喜ばしい出来事です。それは以下の2つの理由によります。まず、ベトナムの法曹幹部の一団に、およそ数十の、それは多くはないものの少なくもありませんが、日本の大学あるいはそれ以上のレベルの人的資源を供給できる可能性について、大きな展望が開けたからです。このようにして人材が数年間供給され続けられたならば、5年から7年後にはその数はかなりのものとなり、単に日本の法律の見識だけではなく、必ずしも明白であるとは言えないベトナムの法律と司法の領域に対して、ベトナムの法曹幹部

の一団の新たな勤務態度を作るためになくてはならない日本の思惟の様式 や勤務態度などの非常に大きく確かな貢献をするでしょう。

次に、日本語による日本の法律の教育です。これにより「1つの労力で2 つの成果」を得ることができ、正に「一石二鳥」であると言えます。ベトナ ムの法曹幹部の一団に非常に不足している多くのものは、日本の法律の見識 を持った人々が多くないだけではありません。そのような状態の中で、さら に少なく不十分なのは、日本語で直接日本の法律や日本の文化を理解してい る人々です。司法省から数十人の人々が省庁の業務ついて日本に学びに行き ましたが、日本語や日本の文化や歴史を理解し、熟知しているものはほんの 数名です。また、日本に留学する人にとって、英語や日本語ではない他の言 語を介さねばならないことは、本当に大きな損害であり、損失です。私自身 も森嶌教授と何度も意見を交換する中で、日本に学びに行った人々は、少な くともベトナム人は、日本で学ぶためだけではなく、実際に日本で暮らすた めに日本語で学ばなければならないということを義務付ける必要性につい て提案しました。帰国後、彼らは交流・交換し続けられる好条件が整い、日 本のニュースを適時に手にすることができます。最も評価すべきことは、彼 らは決して日本の物事から離れないということでしょう。このことにより決 して彼らがルーツを失った「混血」にすることはなく、彼らを我々の国とべ トナムとこの桜の国、日出処る国との架け橋にするでしょう。

実際、私はこのプロジェクトの言語教育の面について関心を持つ名古屋大学とハノイ法科大学の同意書においてこのような詳細を知ることができ、非常に嬉しく思っています。名古屋大学に感謝し、今回イニシアティブを取って下さった法学研究科長に感謝いたします。今から数年前の私にとって夢であったこのようなことが現実のものとなり非常に嬉しく思います。これから

─ CALEブックレット No. 2 ──

もこのようなプロジェクトが**多**く実施されることを願っております。 誠にありがとうございました。



グエン・ディン・ロック元司法大臣(右から4人目)、グエン・ヴァン・ニエン駐日 ベトナム社会主義共和国大使館参事官(同5人目)とベトナム人留学生たち